

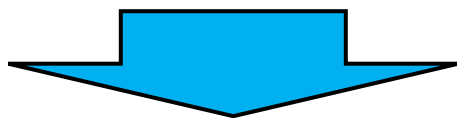
(2010年12月7日)

平成22年度
障害者サービス担当職員養成講座
(障害者サービス概論／レジュメ)

前田 章夫：日本図書館協会・障害者サービス委員会

「障害者」という表記について

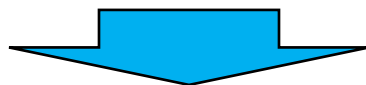
- 「障害者」「障がい者」「障碍者」「しょうがいしゃ」など、さまざまな表記が使われている。
- ◇ 公用文書はすべて「障がい者」とする自治体も増えている。



ここでは「社会的な障壁(バリア)によって被害を受けている人(者)」という意味で「障害者」を使用する。

「障害者サービス」の今

- 現在の公共図書館は、身体障害者の一部の
人に対応しているのみ。



図書館は、不作為による「人権侵害」という
大きな課題を抱えた状態にある。

「利用者を知り、資料を知り、人と資料を結びつ
ける」という図書館員としての基本が
障害者サービスにおいては未成熟である。
この自覚から始めることが必要

「障害者」という言葉が表すもの

以下の数字が示すものとは・・・

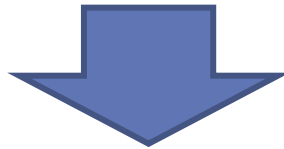
Q1： 744万 対 5120万

Q2： 31万 対 752万

Q3： 35万 対 2329万

「障害者」の定義の変化

- 「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に（旧：長期にわたり）日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」
（障害者基本法第2条：1993年）



- 「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む」
（「障害者の権利に関する条約」第1条：2006年）

日本における「障害者」とは

■ 日本では、法律等に規定された障害で、その認定基準に合格して、認定された人のみが「障害者」と認められ、各種の公的援助が受けられる。

■ 「認定障害者」と同等の障害・社会的不利益を持っていても、法律に規定されず、法律に規定されていても申請して認定されない限り「障害者」とは認められない。

世の中には、統計に表れた数字以上に多くの「障害者」がいる。



※ 図書館の障害者サービスは、法律上の「障害者」へのサービスではない

障害者サービスの対象者数は？

- ◎ 政府統計での障害者数は**744万人**
(身体障害者・知的障害者・精神障害者の合計)
- ◎ この**744万人**の中には、発達障害者、学習障害者、高次脳機能障害者、難病患者などの大半は含まれていない。
- ◎ 学習障害の一種である**ディスレクシア**の人だけをとってみても、人口の5～10%はいると推測されている。
- ◎ 何よりも忘れてならないことは、この政府統計の中には多くの**高齢者**が含まれていないこと。

「障害者サービス」≠「身体障害者サービス」

■ 「障害者サービス」は、視覚障害者・肢体障害者へのサービスを中心に取られてきたために、長い間「身体障害者へのサービス」と思われてきた。

■ しかしサービスの進展とともに、身体障害者ではないが、図書館利用に支障をもつ人の存在が見えてくるようになり、「身体障害者へのサービス」ではなく、

「図書館利用に障害のある人びとへのサービス」
と認識されるようになった。

「図書館利用に障害のある人々へのサービス」

- 図書館が、多様な身体的・環境的条件を持つ人たちのニーズに応えられるだけの、多様な資料、多様なサービス手段、多様なコミュニケーション手段、施設・設備の整備といった環境を整えていないために、図書館利用に際して障害を受けている人々へのサービス



- ◎ 図書館利用の権利を持っている利用者に対して負っている「図書館側の障害」として捉えなおすことができる。

図書館利用上の4つの「障害」 ＜図書館が作り出しているバリア＞

① 物理的な障壁：施設・設備の不備によるバリア

② 資料をそのままでは利用できないというバリア

③ コミュニケーションのバリア

④ 心理的な圧迫というバリア

※ この4つのバリアを解消し、「すべての人」が等しく図書館を利用できるようにすること＜アクセシビリティの保障＞が、「障害者サービス」の目的・目標

① 物理的な障壁：施設・設備の不備によるバリア

◇ 図書館の入口や館内に階段や段差がある。

◇ 書架の間隔が狭くて、車イスでは入れない

◇ 書架が高くて、上段の本が取れない

◇ 照明が暗くて、字が読めない

◇ 掲示板やポスターの字が小さくて読めない

◇ タッチ式のOPACのボタンが押せない

② 資料をそのままでは利用できないというバリア

◇ 目が見えないので、墨字の本が読めない
→ 音訳・点訳

◇ 字が小さいので読めない → 文字を拡大する

◇ 漢字がわからない
→ 漢字にルビをふる。音訳する

◇ 日本語(外国語)がわからない → 翻訳など

◇ ビデオの音が聞こえない → 字幕・手話

③ コミュニケーションのバリア

◇ 視覚障害者から点字の質問が届いたけれど、点字が理解できないので内容が分からない。

◇ 聴覚障害の利用者がカウンターにやってきたけれど、手話ができないので対話ができない。

◇ 外国からの旅行者がカウンターにやってきたけれど、外国語ができないので対話ができない。

④ 心理的な圧迫というバリア

◇ 図書館の建物が入るのを拒否するような雰囲気
を醸し出している

◇ 職員が自分を無視している。睨みつけられた。

◇ 不審者に間違われて詰問された。

新たな障害者の発見と再発見

■ 学習障害者(LD)、ディスレクシア、アスペルガー自閉症者、高次脳機能障害者、重複障害者など、**新たな「障害者」**が図書館の視野に入ってきている。

■ 同時に、視覚障害者、聴覚障害者など旧知の障害者についても、見直しの必要性に気づき始めた。

★視覚障害・・・弱視者の多様性(色覚障害、光覚障害など)

★聴覚障害・・・難聴者の多様性、手話の多様性など

★知的障害者や精神障害者についても、サービス対象者として再認識が始まっている

★**高齢者サービス**

障害特性にあわせた資料

■ 障害特性に合わせた資料やサービス方法の開拓・活用
理念は「One Source Multi Use」

★ 障害別に資料があるのではなく、その人の障害に
あう資料を横断的に活用していく

■ LL Book(やさしく読める本)

- * Daisyの進化<音声・マルチメディア・テキスト>
- * さわる絵本、点字絵本、手話つき絵本
- * ピクトグラム絵本
- * 拡大文字／白黒反転本
- * 手話付きビデオ など

新たな図書館の役割とサービス

■ 新しいサービス展開に向けての動き

★ ネットワーク配信サービス

「サピエ図書館(視覚障害者情報総合ネットワーク)」

★ 障害のある子どもへのサービス

「NPO弱視のこどもたちに絵本を！」

★ 知的障害者(児)、自閉症者(児)への取り組み

「近畿視情協LLブック特別研究チーム」など

★ 矯正施設入所者サービス/矯正と図書館サービス連絡会

★ NPO大活字文化普及協会・読書権保障協議会

■ 新たな図書館の役割

★ 情報リテラシーの向上のための場としての図書館

＜視覚障害者、盲ろう者へのパソコン指導など＞

★ 社会順応訓練・職業訓練の場としての図書館

高齢者へのサービスについて

1. 65歳以上人口が22%を超えた世界に例のない**超高齢社会**
2. 高齢者へのサービスを誤ると、**公共図書館の存在意義そのものの低下に繋がる。**
3. 高齢者の特性を知る。
4. 大きな文字の本を揃えるだけが高齢者サービスではない
※ 特に**認知症患者**へは、**回想法**による取り組み（古道具、古写真などの保存）も
5. **情報リテラシーへの対応**

障害者サービスのための基本的考え方

- (1) 条件整備とサービスの違いを明確にする
- (2) 障害の種別によって、サービス方法が規定されるのではない。利用者のニーズがサービス方法を決定する
- (3) いかなる方法にもプラス面とマイナス面がある
- (4) 柔軟で粘り強い対応に心がける
- (5) 利用者の求めるものを迅速・的確に認識する
- (6) <資料の借用と製作> <アウトリーチ:外へ出る>
<プライベート> <プライバシー> が基本
- (7) 「障害者」は特別な人ではない。
「障害者サービス」は特別なサービスではない

障害者問題を考える際に忘れてならないこと

- ① どんな障害を持っていても、同じ人間、同じ市民
- ② 障害は個人の責任ではない。障害に対応していない環境にこそ問題がある
- ③ 障害の内容・程度は一人一人異なる。また環境の変化によって時々刻々と変化する
- ④ 「障害者」の等級は、その人が環境から受ける支障の大きさを示すものではない
- ⑤ 「障害者」は「障害者手帳」所持者だけではない。＜手帳所持者の何倍もの「障害者」がいる＞
- ⑥ 自分もいつ「障害者」になるかもしれない。＜自分の問題として捉え直す＞

おわりに — 国連・障害者権利条約と図書館

- 障害者権利条約(2006年12月 国連総会採択、2007年9月 日本政府署名)を図書館に活かすための取り組みが求められる。

■ 人権保障機関としての公共図書館という視点

- 公共図書館の基本機能を生かした人権保障
公共図書館の基本機能(=資料・情報の収集・整理・提供)は、障害者に対しても同じ！
但し、健常者と同じ方法では機能を果たせない。
※ 障害者が必要とするものを、その人が活用できる形で提供する。

◎ バリアフリー(Barrier free)

[参考]

障害のある人が生活する上で障壁(バリア)となるものを除去する(フリー)こと。障害者や高齢者だけでなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。バリアには、建築物の段差などの物理的バリアだけでなく、高齢者・障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアもある。アメリカではアクセシビリティ(accessibility)という言葉の方が使われている。

◎ アクセシビリティ(accessibility)

さまざまな製品や建築物、サービスへのアクセスしやすさ、接近可能性の度合いのこと。IT機器における閲覧保障性(ウェブアクセシビリティ)と思われがちだが、それだけでなく、多くの人々が製品・建物・サービスなど社会のすべての営みに対して適用される言葉である。(≒バリアフリー)

◎ ノーマライゼーション(normalization)

「障害者を排除するのではなく、障害を持っていても健常者と同じように、当たり前のように生活できるような社会こそがノーマルな社会である」という考え方に基づき、こうした社会を実現するための取り組みのこと。障害者などが健常者と同じようなレベルで生活できるように、周りの生活環境を変えることで実現していこうという取り組み。アメリカでは、メインストリーム(主流化)という表現を用いる。

◎ ユニバーサルデザイン(Universal Design : UD)

バリアフリーの考え方を拡張したもので、高齢者や障害者のみならず、全ての人に利用可能な製品、建物、空間をデザインしていこうという考え方。一人一人の人間が持っている特性の違いを越え、全ての人が利用することを初めから考慮して「バリア」を作り出さないことを目的としたデザインのこと。「共用品・共用サービス」と同義の概念

[参考] 障害者サービスを深めるための情報源

- 「認知症の人のための図書館サービスガイドライン」 (2007)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/dementia_iflaprorep104.html
- 「障害者のための図書館へのアクセスチェックリスト」 (2005)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/oslo/index.html>
- 「ディスレクシアのための図書館サービスガイドライン」 (2001)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/gl.html>
- 「読みやすい図書のためのIFLA指針」 (1997)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/ifa.html>
- 「障害者の権利に関する条約 (日本政府仮訳)」 (2006)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc8/convention.html>
- 「障害者の権利に関する条約 (川島・長瀬：仮訳)」 (2006)
http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/30May2008CRPDtranslation_into_Japanese.html

<出典：日本障害者リハビリテーション協会「障害保健福祉研究システム」>